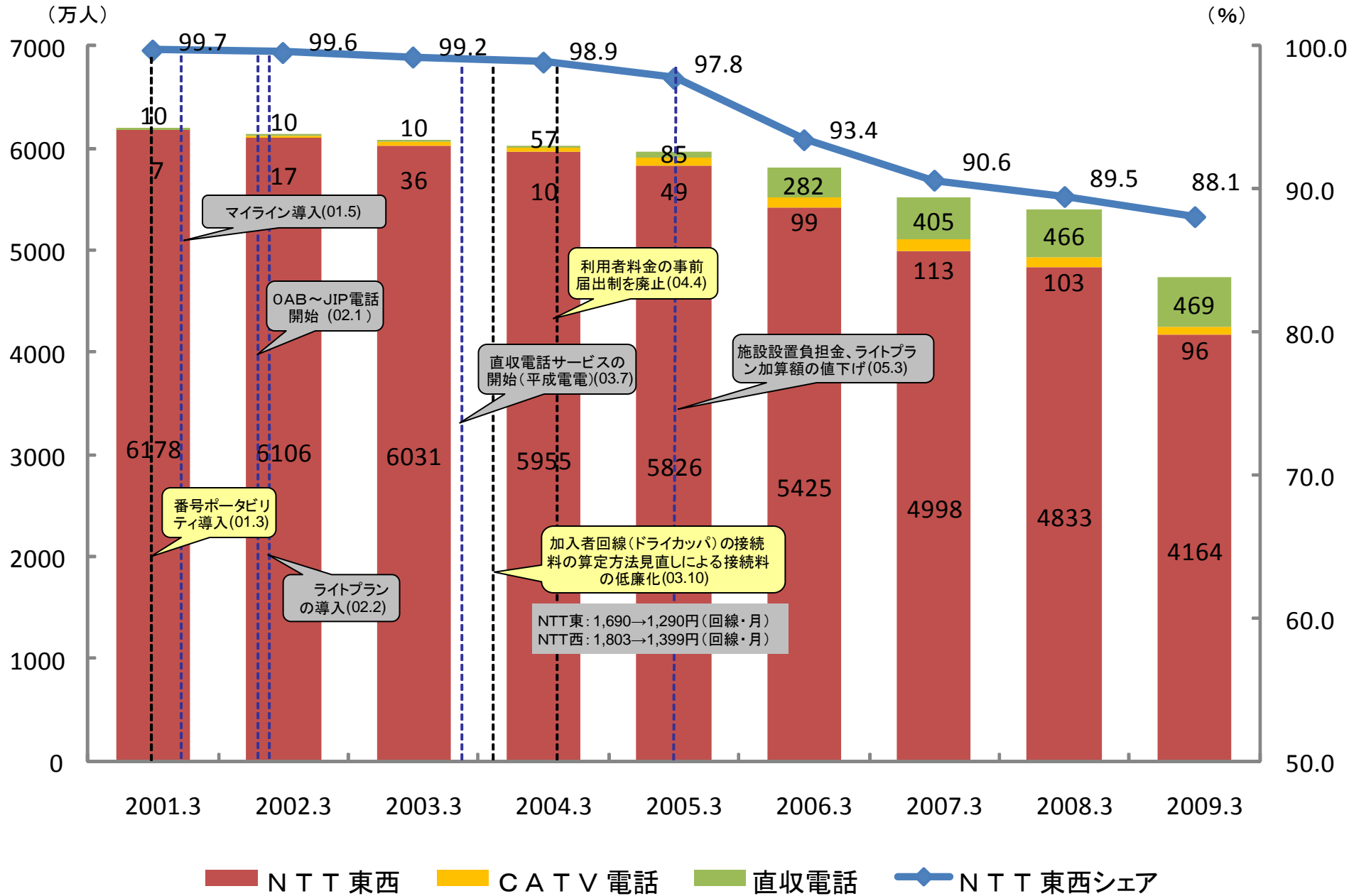


参 考 資 料

(過去の競争政策のレビュー(第一次)関係)

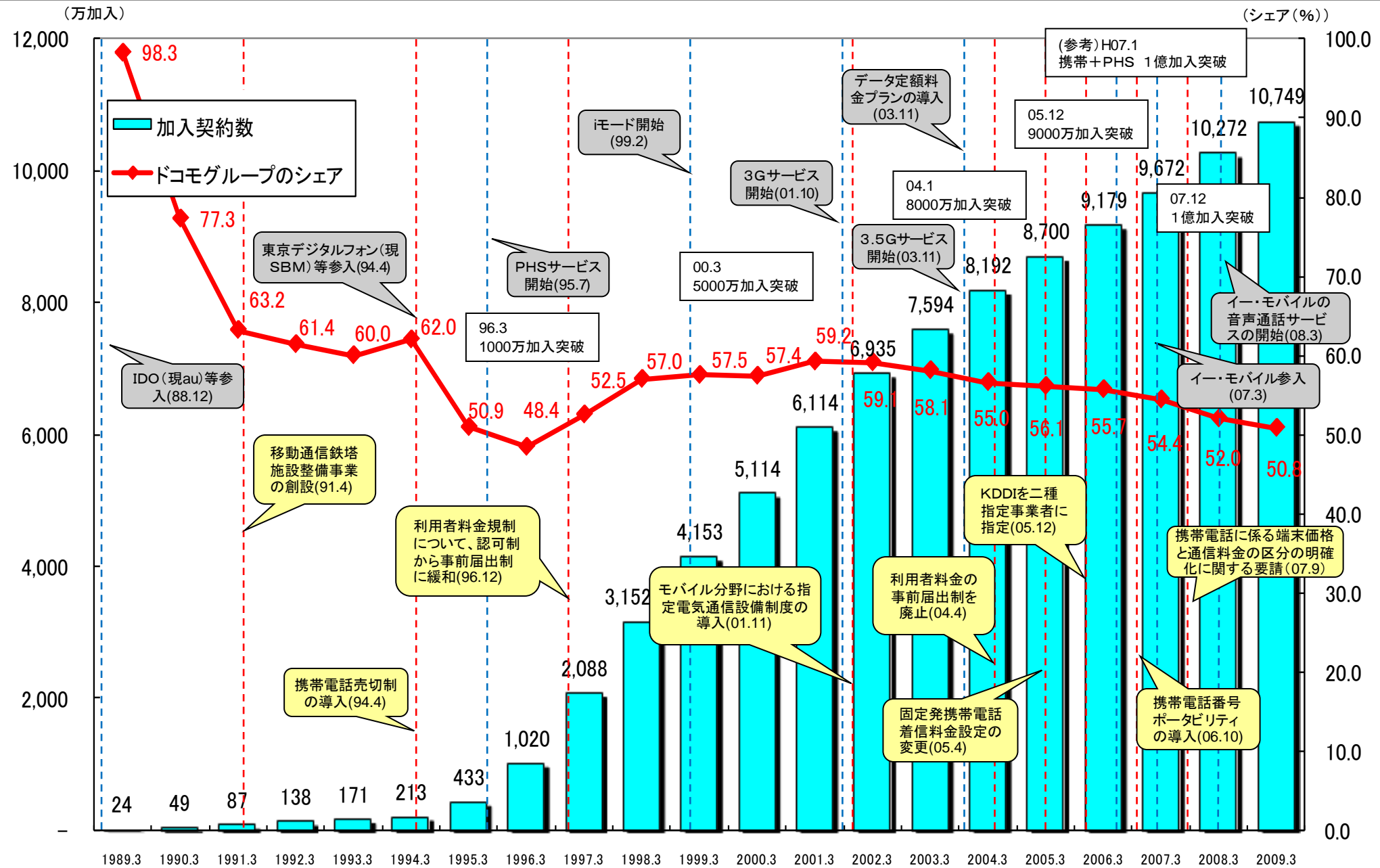
2010年4月15日

加入電話の契約者数及びシェアの推移



※ 電気通信事業分野における競争状況の評価2008を基に作成

携帯電話に対する政策と加入契約数及びシェアの推移



加入契約数
ドコモグループのシェア

IDO (現au)等参入(88.12)

移動通信鉄塔
施設整備事業
の創設(91.4)

利用者料金規制
について、認可制
から事前届出制
に緩和(96.12)

携帯電話売切制
の導入(94.4)

東京デジタルフォン(現
SBM)等参入(94.4)

PHSサービス
開始(95.7)

96.3
1000万加入突破

iモード開始
(99.2)

00.3
5000万加入突破

3Gサービス
開始(01.10)

モバイル分野における指
定電気通信設備制度の
導入(01.11)

データ定額料
金プランの導入
(03.11)

3.5Gサービス
開始(03.11)

利用者料金の
事前届出制を
廃止(04.4)

04.1
8000万加入突破

固定発携帯電話
着信料金設定の
変更(05.4)

04.1
8000万加入突破

KDDIを二種
指定事業者に
指定(05.12)

(参考)H07.1
携帯+PHS 1億加入突破

05.12
9000万加入突破

携帯電話番号
ポータビリティ
の導入(06.10)

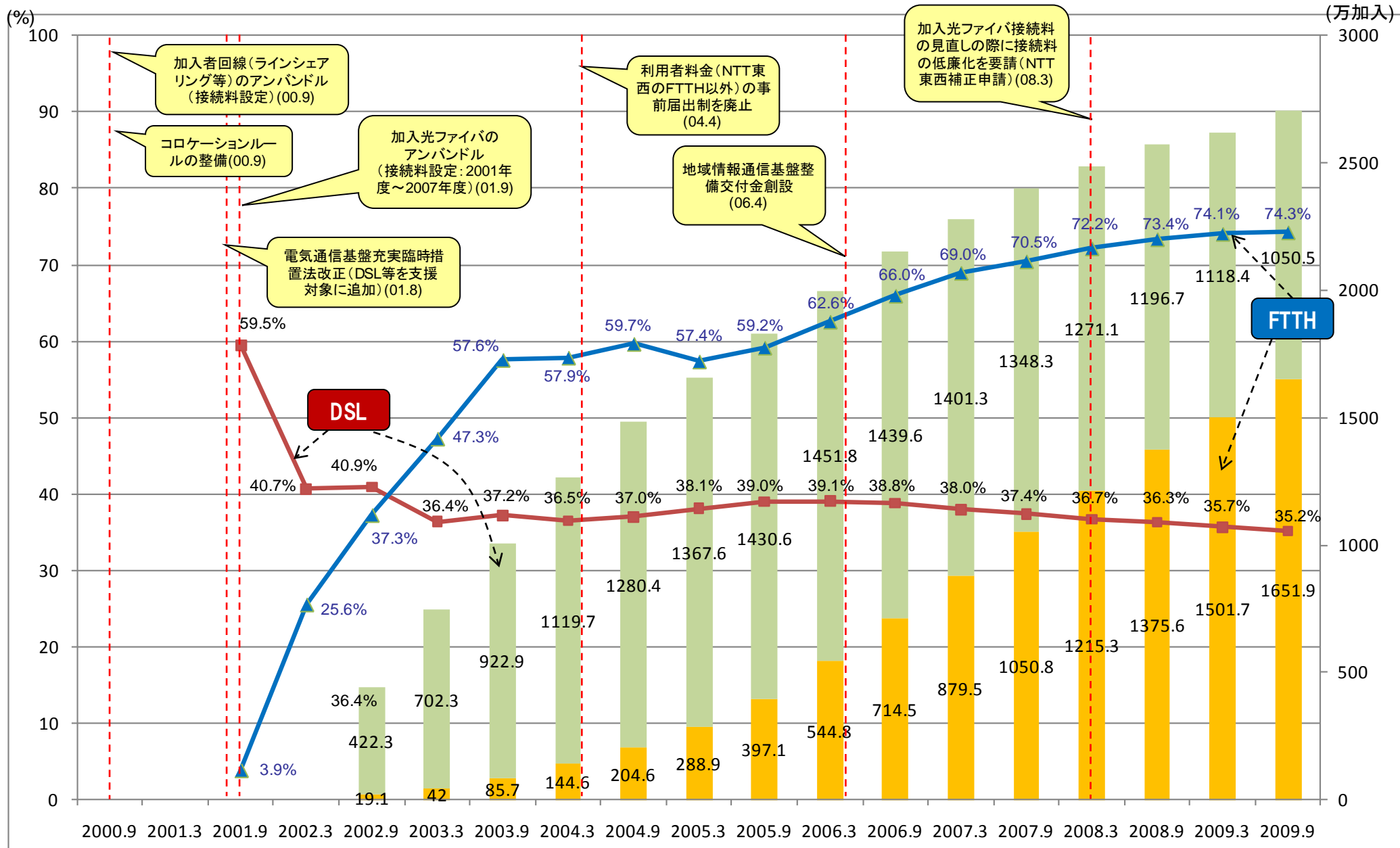
07.12
1億加入突破

携帯電話に係る端末価格
と通信料金の区分の明確
化に関する要請(07.9)

イー・モバイルの
音声通話サービ
スの開始(08.3)

イー・モバイル参入
(07.3)

ADSL・FTTHの契約数及びNTT東西のシェアの推移



加入者回線(ラインシェアリング等)のアンバンドル(接続料設定)(00.9)

コロケーションルールの整備(00.9)

加入光ファイバのアンバンドル(接続料設定:2001年度~2007年度)(01.9)

電気通信基盤充実臨時措置法改正(DSL等を支援対象に追加)(01.8)

利用者料金(NTT東西のFTTH以外)の事前届出制を廃止(04.4)

地域情報通信基盤整備交付金創設(06.4)

加入光ファイバ接続料の見直しの際に接続料の低廉化を要請(NTT東西補正申請)(08.3)

DSL

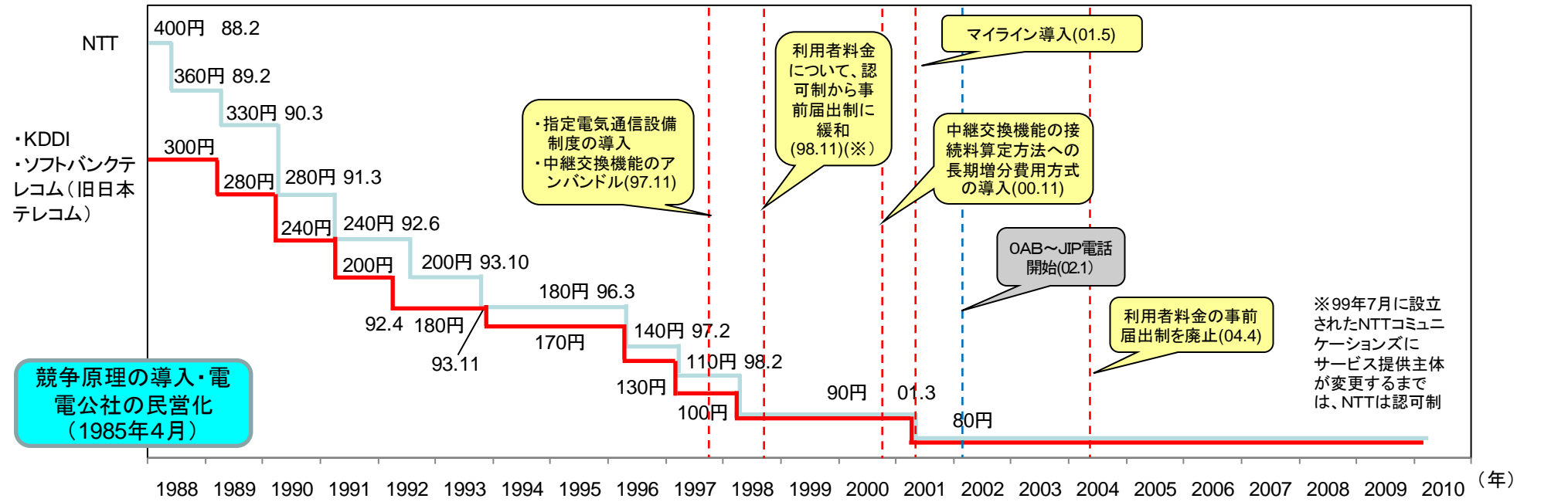
FTTH

出典:「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」

加入電話の通話料の推移

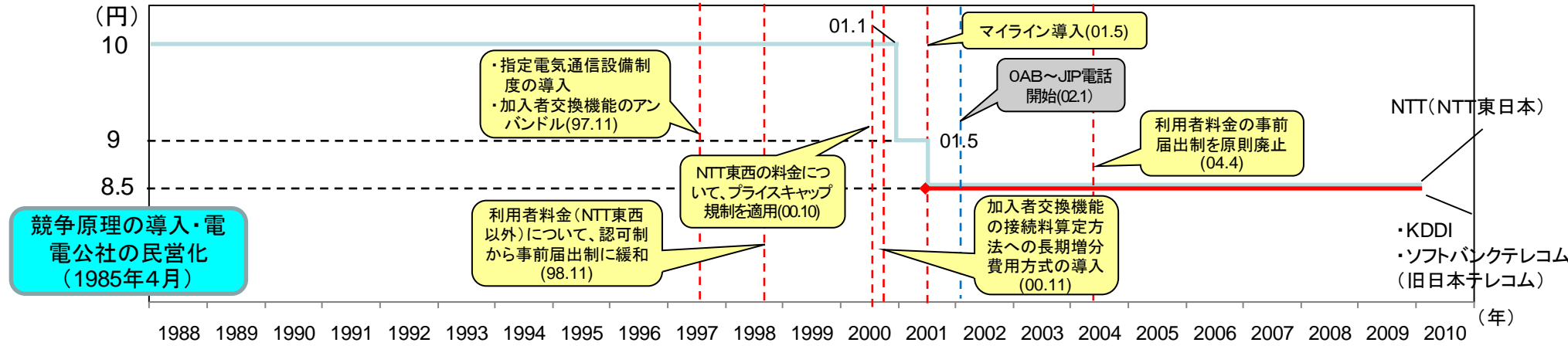
通話料（東京・大阪間の平日昼間3分間）

競争原理の導入(85.4)、指定電気通信設備制度(97.11)やマイライン導入(01.5)等により、長距離通話市場への新規参入・事業者間競争が実現し、料金が低廉化。



通話料(市内の平日昼間3分間)

加入者交換機能のアンバンドル(97.11)やマイライン導入(01.5)等により、市内通話市場への新規参入・事業者間競争が実現し、料金が低廉化。また、NTTの料金についても、プライスカップ規制により、上昇を抑制。

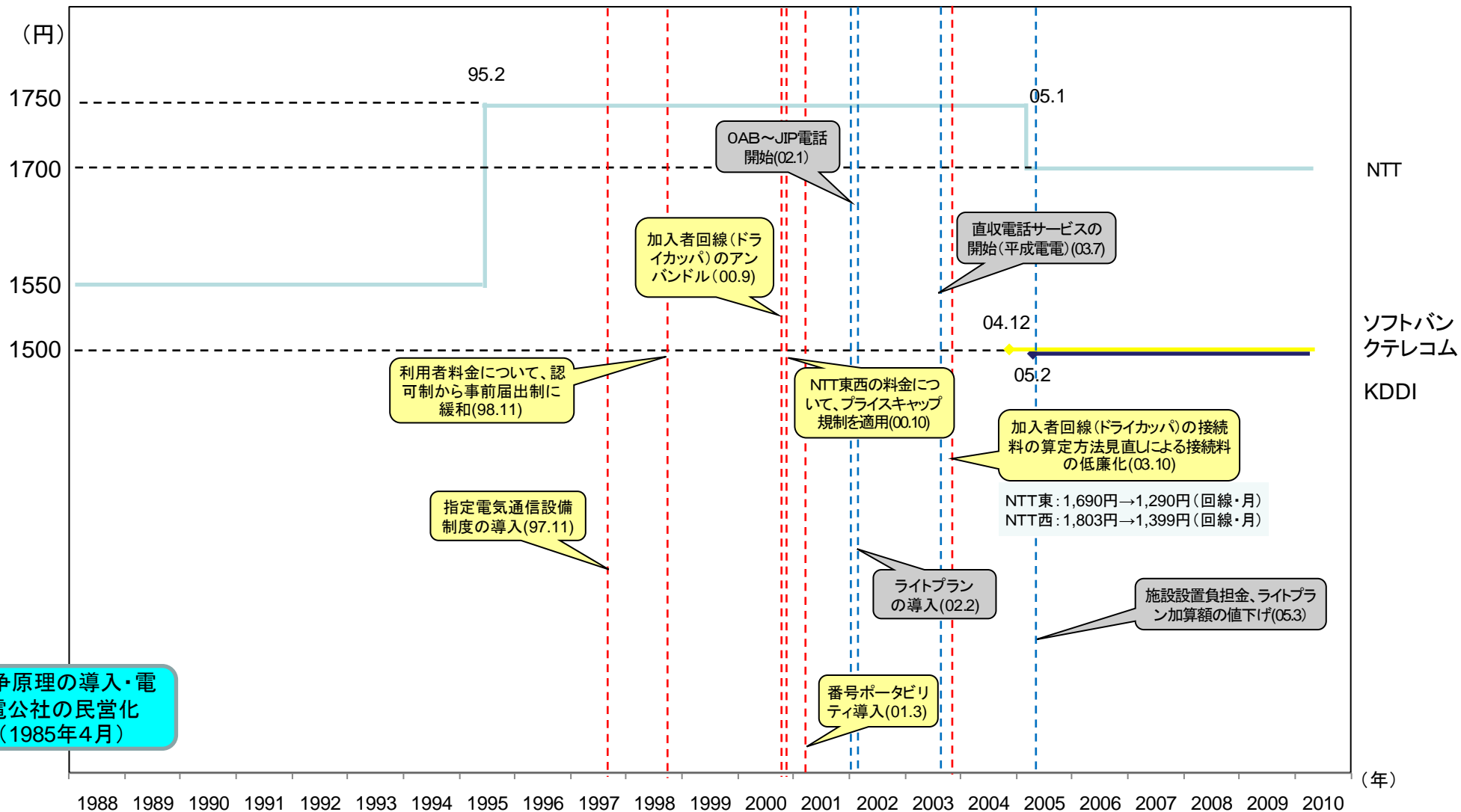


出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2008を基に各社より聞き取り

加入電話の基本料の推移

基本料

加入者回線のアンバンドル(00.9)や接続料の低廉化(施設設置負担金関係費用の見直し)(03.10)等により、基本料(直収電話)市場への新規参入・事業者間競争が実現し、料金が低廉化。また、NTTの料金についても、プライスキャップ規制により、上昇を抑制。



競争原理の導入・電
電公社の民営化
(1985年4月)

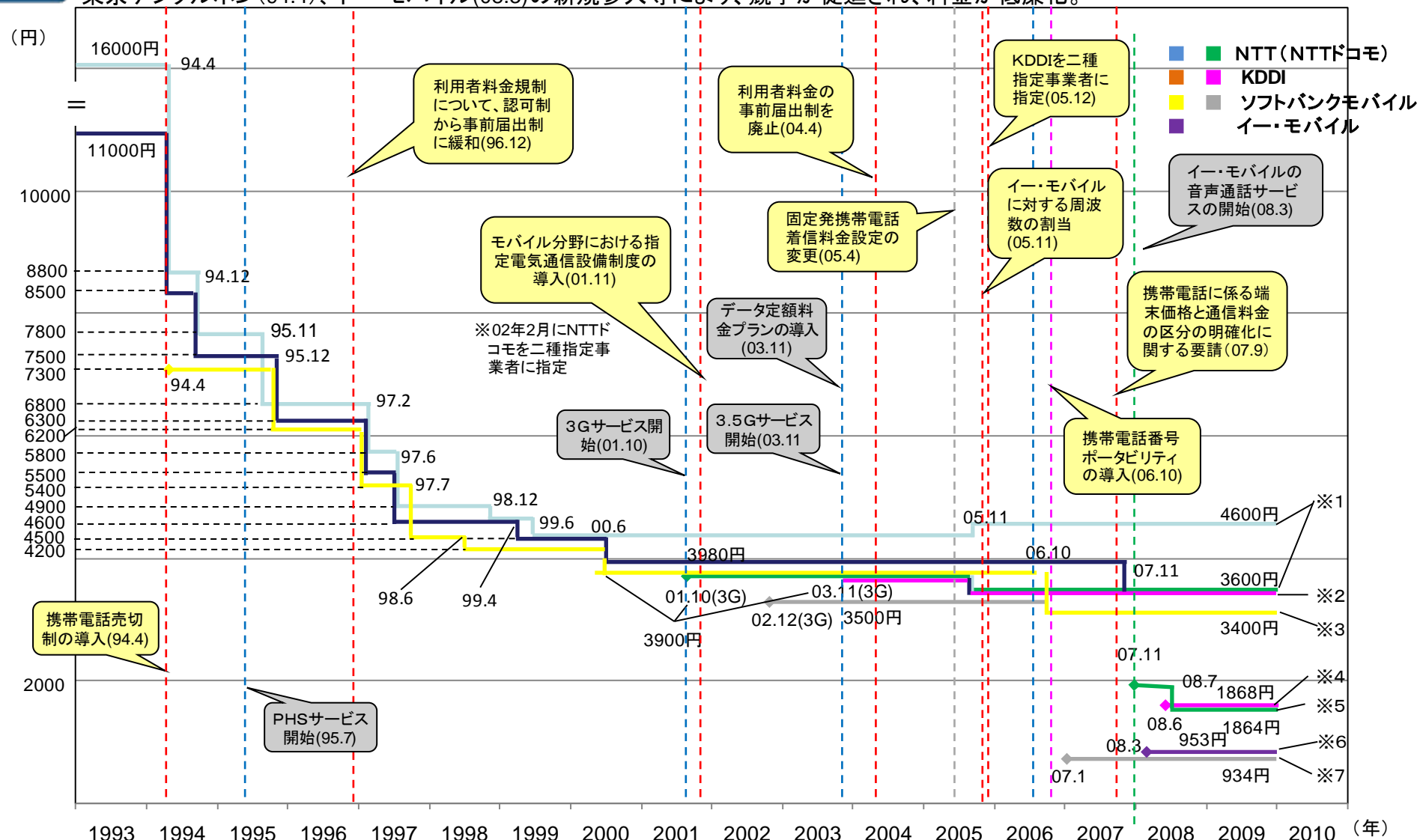
※ 都市部等最も高い「3級局」の基本料(住宅用)(税抜き)

※ 電気通信事業分野における競争状況の評価2008を基に作成

携帯電話基本料の推移

基本料

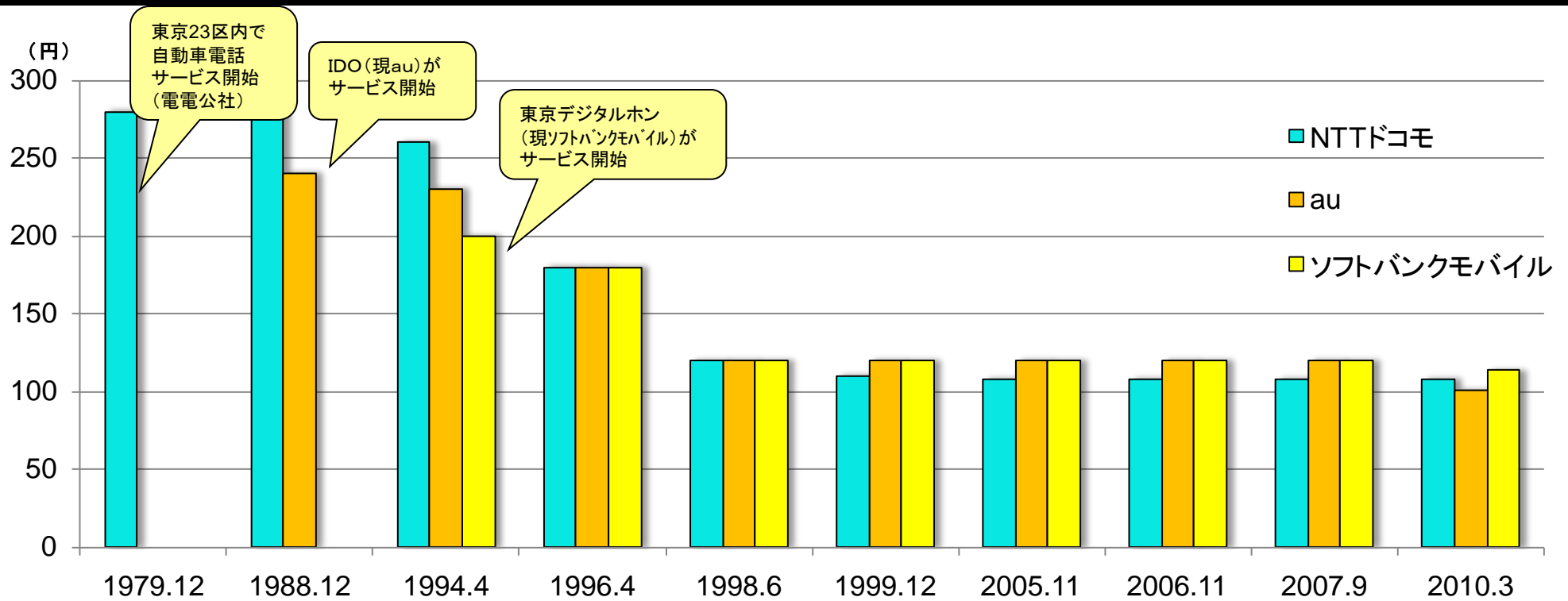
携帯電話売切制導入(94.4)、料金認可制の廃止(96.12)、番号ポータビリティ導入(06.10)、端末価格と通信料金の区分の明確化要請(07.9)、東京デジタルホン(94.4)、イー・モバイル(08.3)の新規参入等により、競争が促進され、料金が低廉化。



※1 1994年3月まではムーバ、1994年4月からプランA、2005年11月からタイプSの料金。3Gは、2001年10月からFOMAプラン39、2005年11月からタイプSS。各種割引適用前。
 ※2 1994年11月まではアナログの標準プラン、1994年12月からPDC標準プラン、1999年4月からコミコミoneエコノミー、2007年11月からプランSS。3Gは、2002年4月にコミコミoneエコノミー(3980円)でサービスを開始、2003年11月からプランSS(3Gの専用プラン)。各種割引適用前。
 ※3 1994年4月からスタンダードプラン、1998年6月からトークバックライト。3Gは2002年12月から「ライトコールパック」、2006年10月からオレンジプランSSプラン。各種割引適用前。
 ※4 プランSSシンプル。なお、本プランは「誰でも割」等の適用により、基本料が50%割引。 ※5 タイプSSバリュー。なお、本プランは「ひとりでも割50」等の適用により、基本料が50%割引。
 ※6 ケータイプラン。 ※7 ホワイトプラン。

出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2008を基に各社より聞き取り

携帯電話通話料の推移（携帯電話→携帯電話）



| | 1979.12 | 1988.12 | 1994.4 | 1996.4 | 1998.6 | 1999.12 | 2005.11 | 2006.11 | 2007.9 | 2010.3 |
|-------------------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| NTTドコモ | 280 | 280 | 260 | 180 | 120 | 110 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| au | | 240 | 230 | 180 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 100.8 |
| ソフトバンクモバイル | | | 200 | 180 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 113.4 |

※1 平日昼間、自社携帯電話に3分間かけた場合の料金（税抜き）。

※2 各社とも基本的なプランでの通話料金。

NTTドコモ：1994.4までは、自動車・携帯電話。1994.4からプランA。2005.11からタイプS。現在は、ベーシックプランタイプS

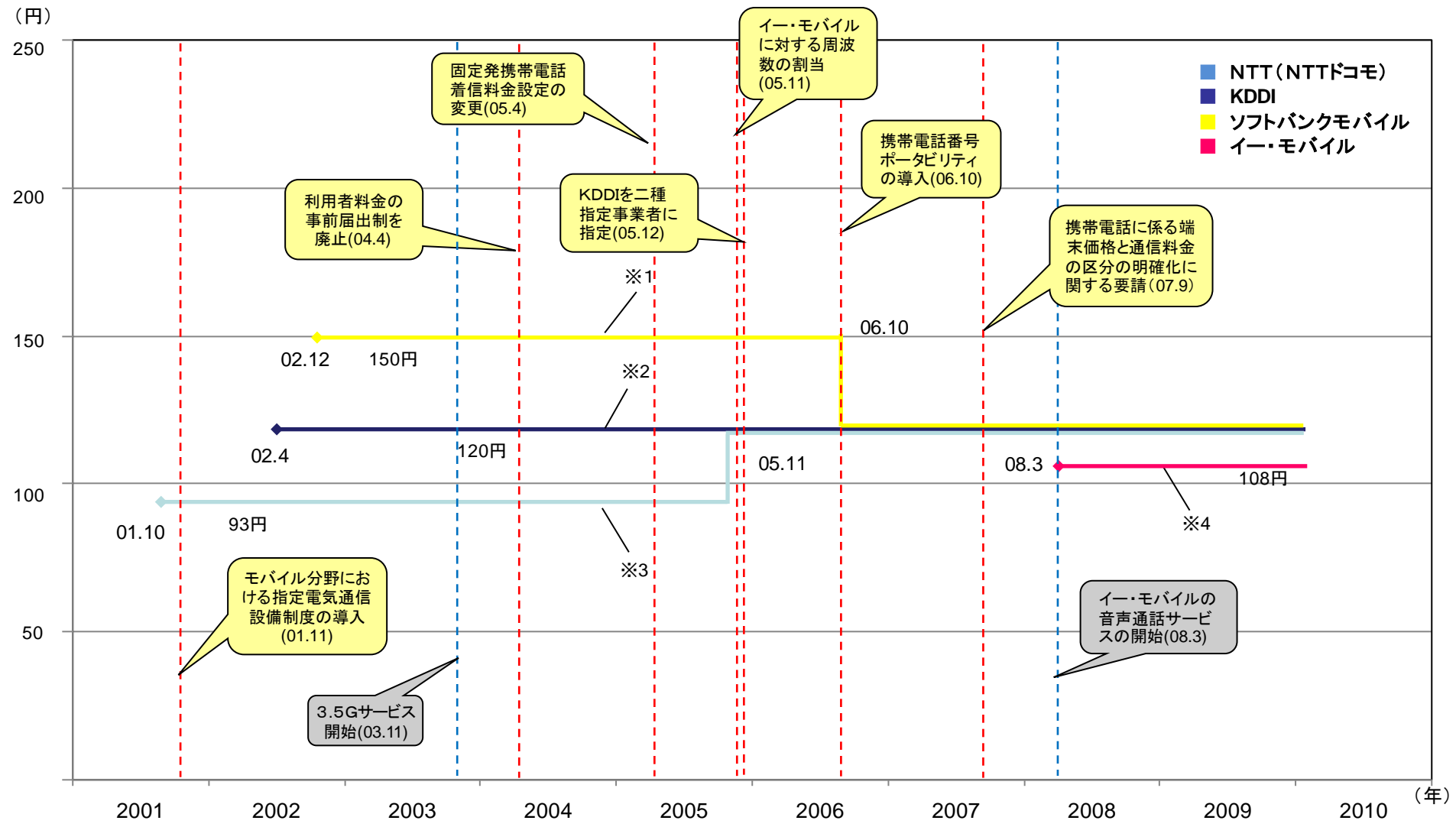
au：1999.4までは、「おてごろプラン」。1999.4からは、cdmaのコミコミOneエコミープラン。現在は、シンプルコースSプラン

ソフトバンクモバイル：2007.4は「ホワイトプラン」の自社以外あての通話料。2008.11は「ゴールドプラン」の自社以外あて。2006.11以前はスタンダードプラン。現在は、ブループランSプランバリュー。各社基本料金や各種割引が違うため、一概には比較できない。

携帯電話通話料の推移(3G)

通話料(平日・昼間・対市内加入電話3分間)

料金の事前届出制の廃止(04.4)、番号ポータビリティ導入(06.10)等により、事業者間競争が促進され、料金が低廉化。

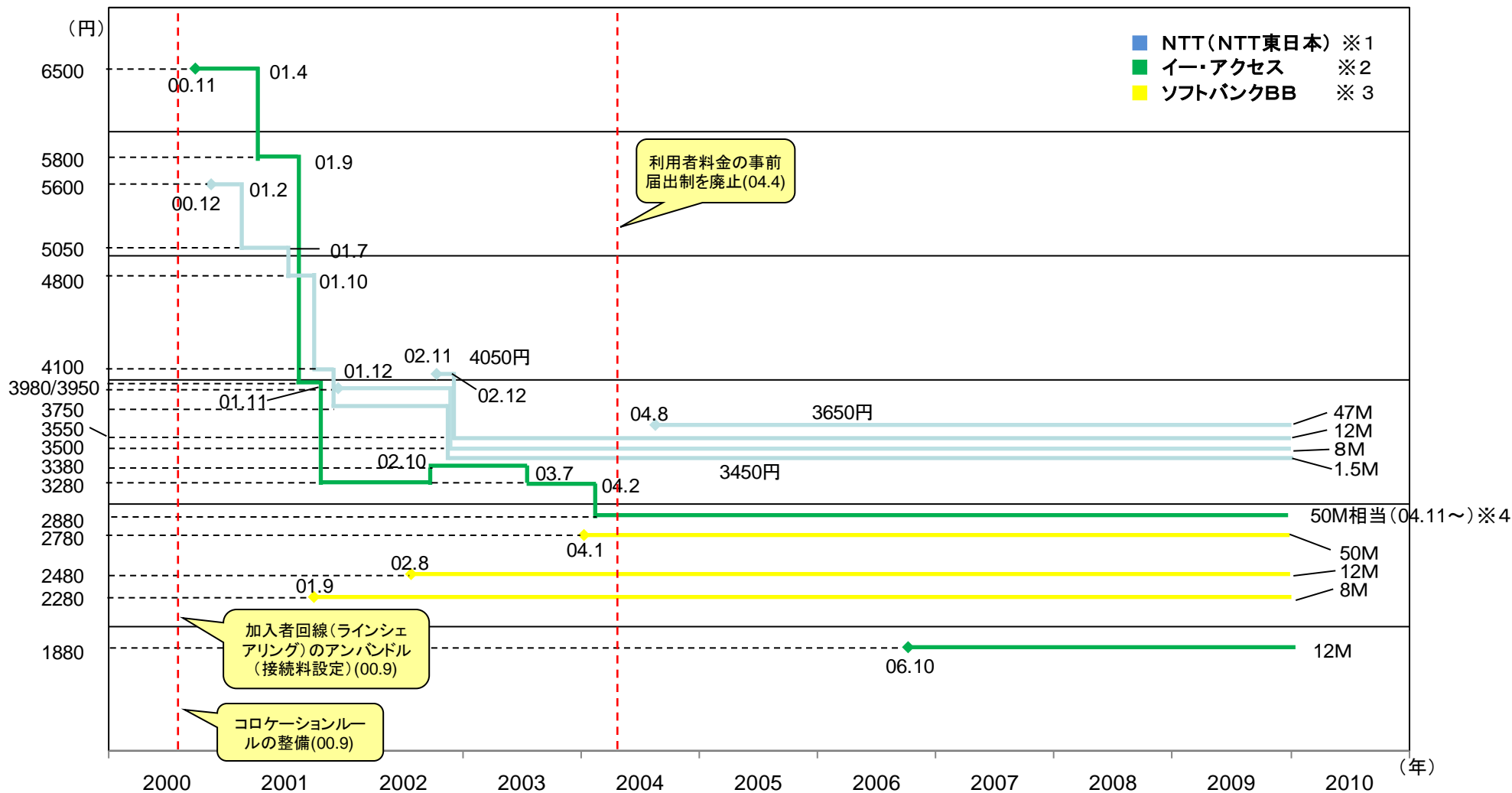


※1 2002年12月から「ライトコールパック」、2006年10月から「オレンジプラン(W)SSプラン」、2007年1月からホワイトプランの料金。各種割引適用前。
 ※2 2002年4月から「コミコミOneエコノミー」、2003年11月から「プランSS」の料金。各種割引適用前。
 ※3 2001年10月から「FOMAプラン39」、2005年11月から「タイプSS」の料金。各種割引適用前。
 ※4 2008年3月から「ケータイプラン」の料金。各種割引適用前。

ADSL利用料金の推移

ADSL利用料金

加入者回線のアンバンドル(00.9)、コロケーションルールの整備(00.9)等により、ADSL市場への新規参入・事業者間競争が実現し、料金が低廉化。



※1 電話共用型の料金。ISP料金(ふらら)を含む。加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、屋内配線使用料は含まない。ただし、2000年12月～の1.5Mの料金については、機器利用料及び屋内配線利用料を含んだ料金体系。各種割引適用前。

※2 電話共用型の料金。ISP料金(ニフティ)を含む。NTT東西加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、NTT・ADSL回線使用料は含まない。各種割引適用前。

※3 電話共用型の料金。ISP料金を含む。NTT東西加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、NTT・ADSL回線使用料は含まない。各種割引適用前。

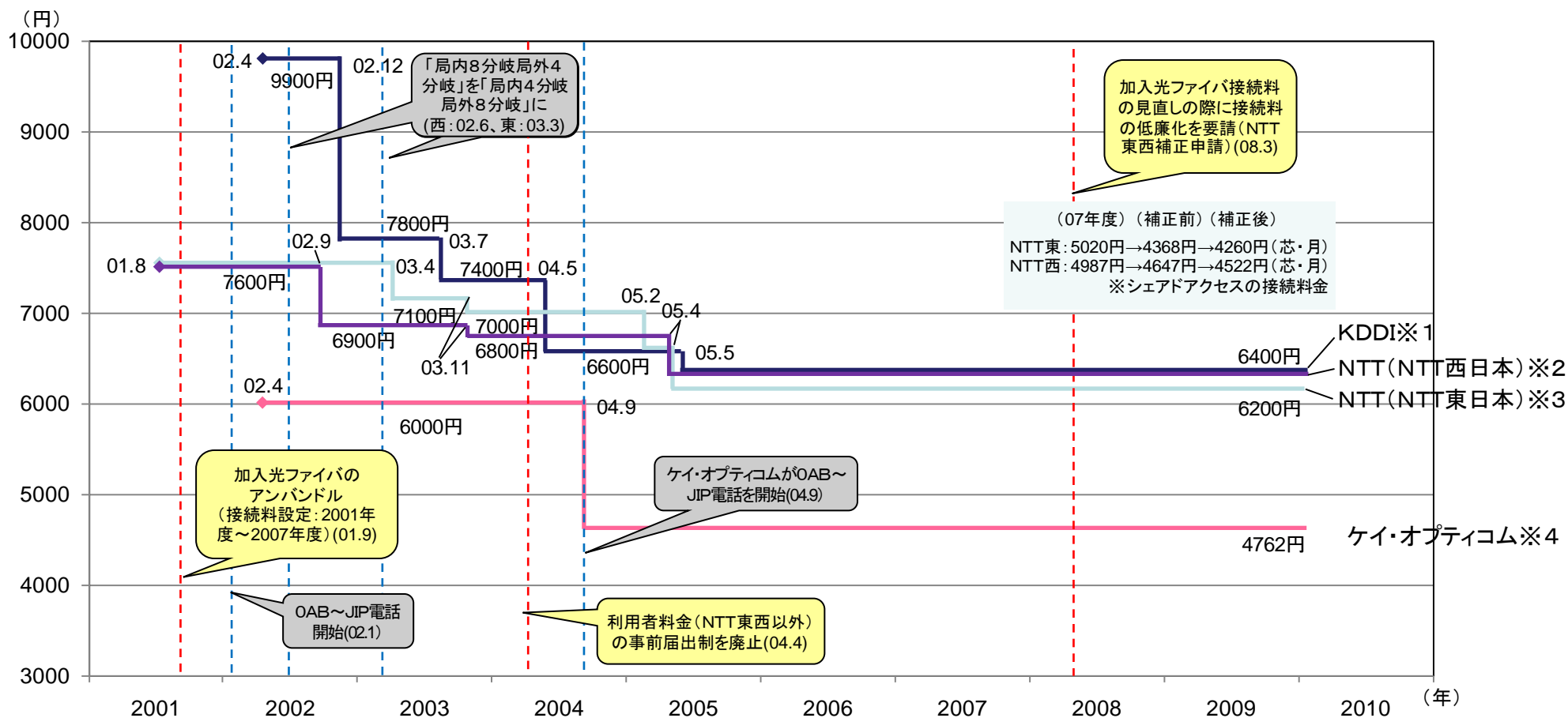
※4 通信速度は、00.11から0.6M/01.2から1.5M/01.11から8M相当/02.10から12M相当/04.2から47M相当/04.11から50M相当。

出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2008を基に各社より聞き取り

FTTH利用料金の推移

FTTH利用料金(戸建て向け)

加入光ファイバのアンバンドル(01.9)により、FTTH市場への新規参入・事業者間競争が実現し、料金が低廉化。



※1 ISP料金(ニフティ)、端末設備使用料、モデム使用料を含む。2006年12月までは東京電力のTEPCOひかり・ホームタイプ、2007年1月からKDDIのひかりoneの料金。各種割引適用前。

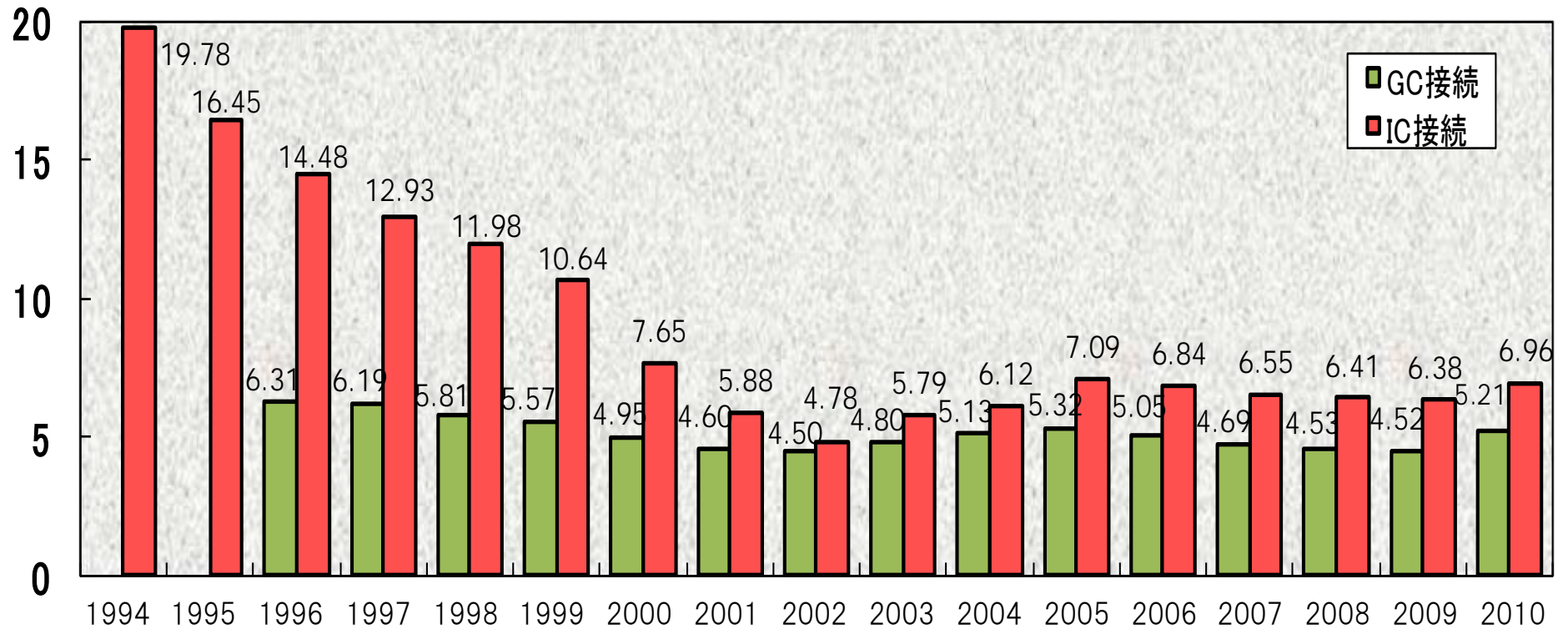
※2 ISP料金(ぶらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2001年8月からBフレッツ・ファミリータイプ、2002年9月からBフレッツ・ファミリー100タイプ、2005年3月からフレッツ・光プレミアムファミリータイプの料金。各種割引適用前。

※3 ISP料金(ぶらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2001年8月からBフレッツ・ファミリータイプ、2003年4月からBフレッツ・ニューファミリータイプ、2004年11月からはBフレッツ・ハイパーファミリータイプの料金。各種割引適用前。

※4 ISP料金(ケイ・オプティコム)、回線終端装置使用料を含む。eo光ネット【ホームタイプ】100Mコース(2005年7月eoホームファイバーから改称)の料金。各種割引適用前。

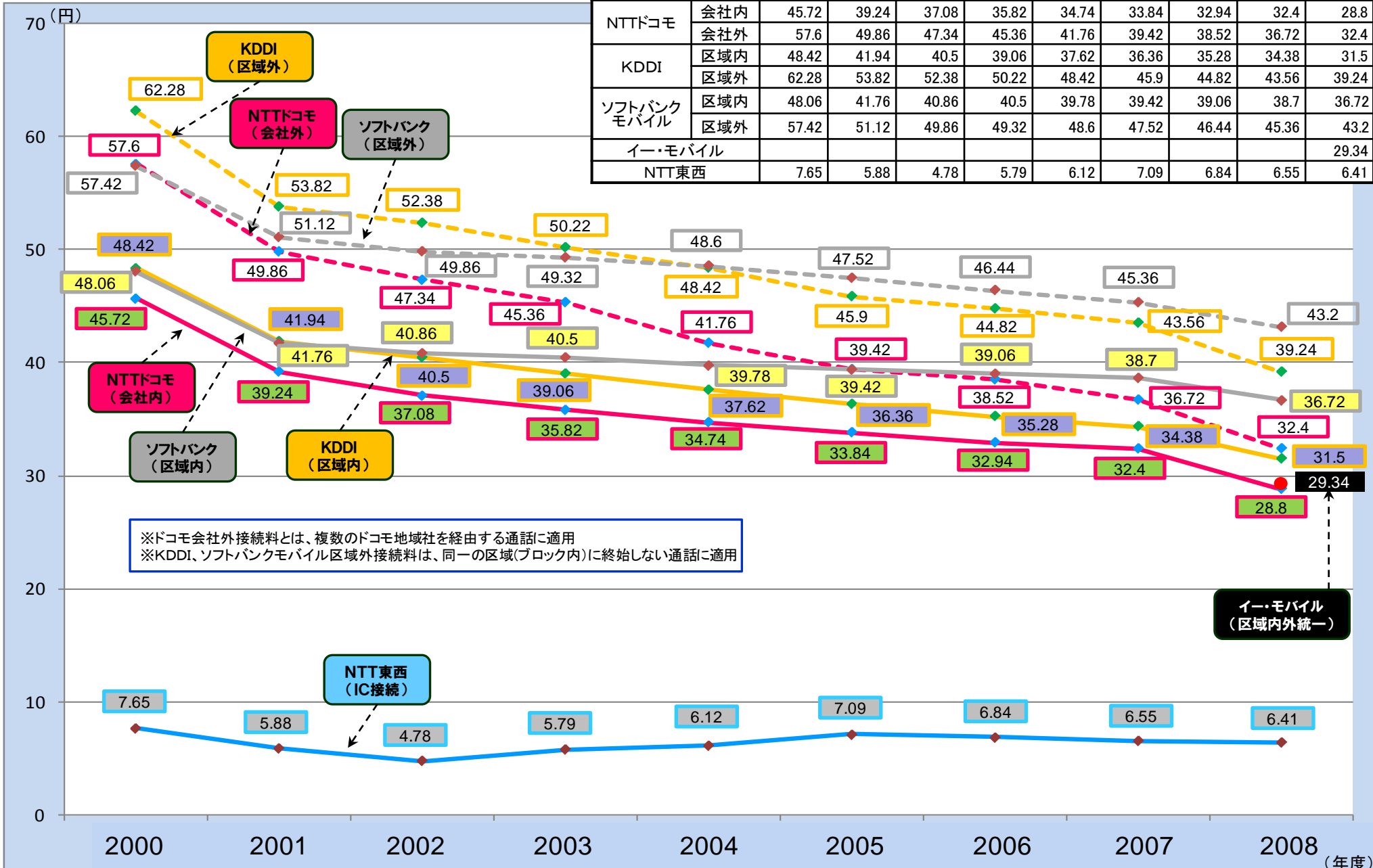
(参考)固定電話接続料(3分間)の推移

[3分換算料金 単位:円]



(参考)携帯電話接続料(3分間)の推移

| | | 00年度 | 01年度 | 02年度 | 03年度 | 04年度 | 05年度 | 06年度 | 07年度 | 08年度 |
|----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| NTTドコモ | 会社内 | 45.72 | 39.24 | 37.08 | 35.82 | 34.74 | 33.84 | 32.94 | 32.4 | 28.8 |
| | 会社外 | 57.6 | 49.86 | 47.34 | 45.36 | 41.76 | 39.42 | 38.52 | 36.72 | 32.4 |
| KDDI | 区域内 | 48.42 | 41.94 | 40.5 | 39.06 | 37.62 | 36.36 | 35.28 | 34.38 | 31.5 |
| | 区域外 | 62.28 | 53.82 | 52.38 | 50.22 | 48.42 | 45.9 | 44.82 | 43.56 | 39.24 |
| ソフトバンク モバイル | 区域内 | 48.06 | 41.76 | 40.86 | 40.5 | 39.78 | 39.42 | 39.06 | 38.7 | 36.72 |
| | 区域外 | 57.42 | 51.12 | 49.86 | 49.32 | 48.6 | 47.52 | 46.44 | 45.36 | 43.2 |
| イー・モバイル | | | | | | | | | | 29.34 |
| NTT東西 | | 7.65 | 5.88 | 4.78 | 5.79 | 6.12 | 7.09 | 6.84 | 6.55 | 6.41 |



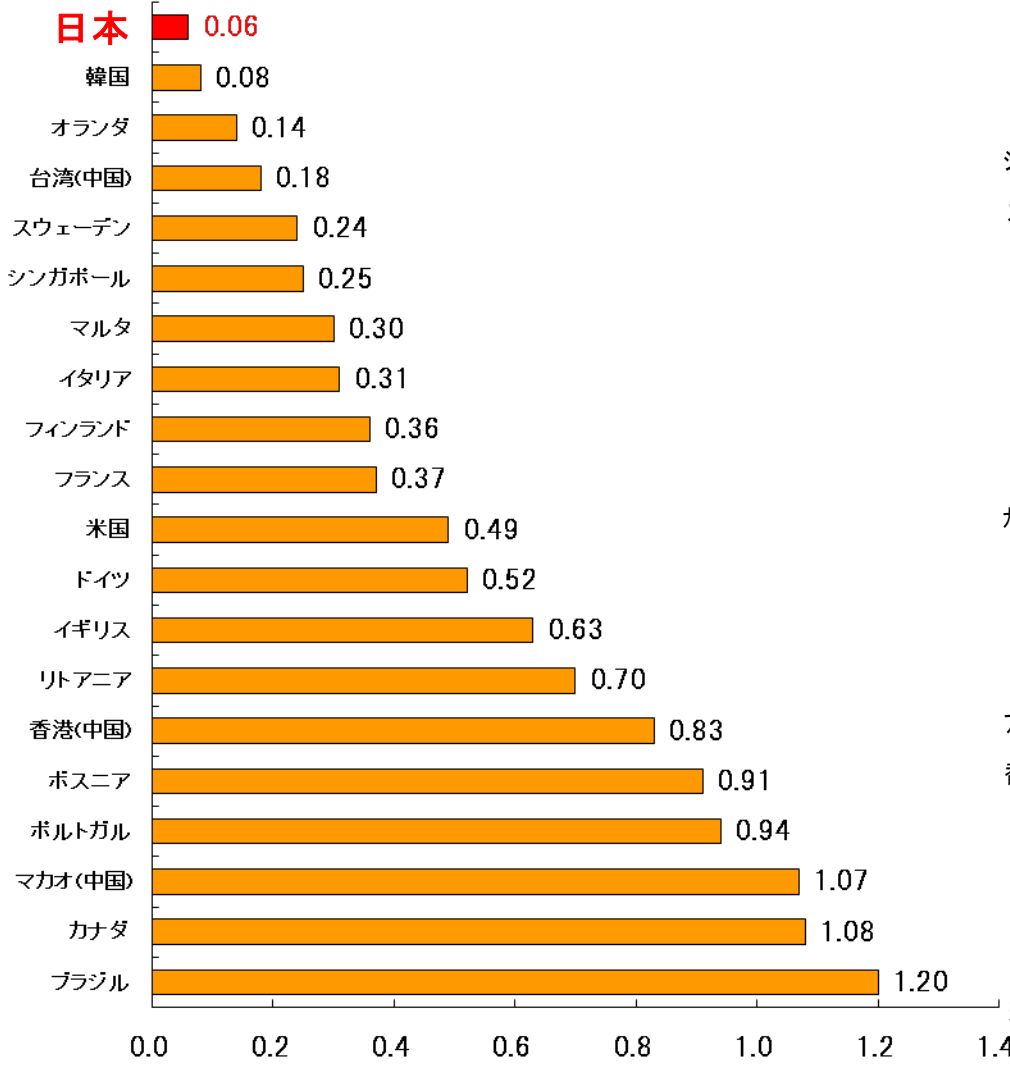
イー・モバイル
(区域内外統一)

NTT東西
(IC接続)

※ドコモ会社外接続料とは、複数のドコモ地域社を經由する通話に適用
 ※KDDI、ソフトバンクモバイル区域外接続料は、同一の区域(ブロック内)に終始しない通話に適用

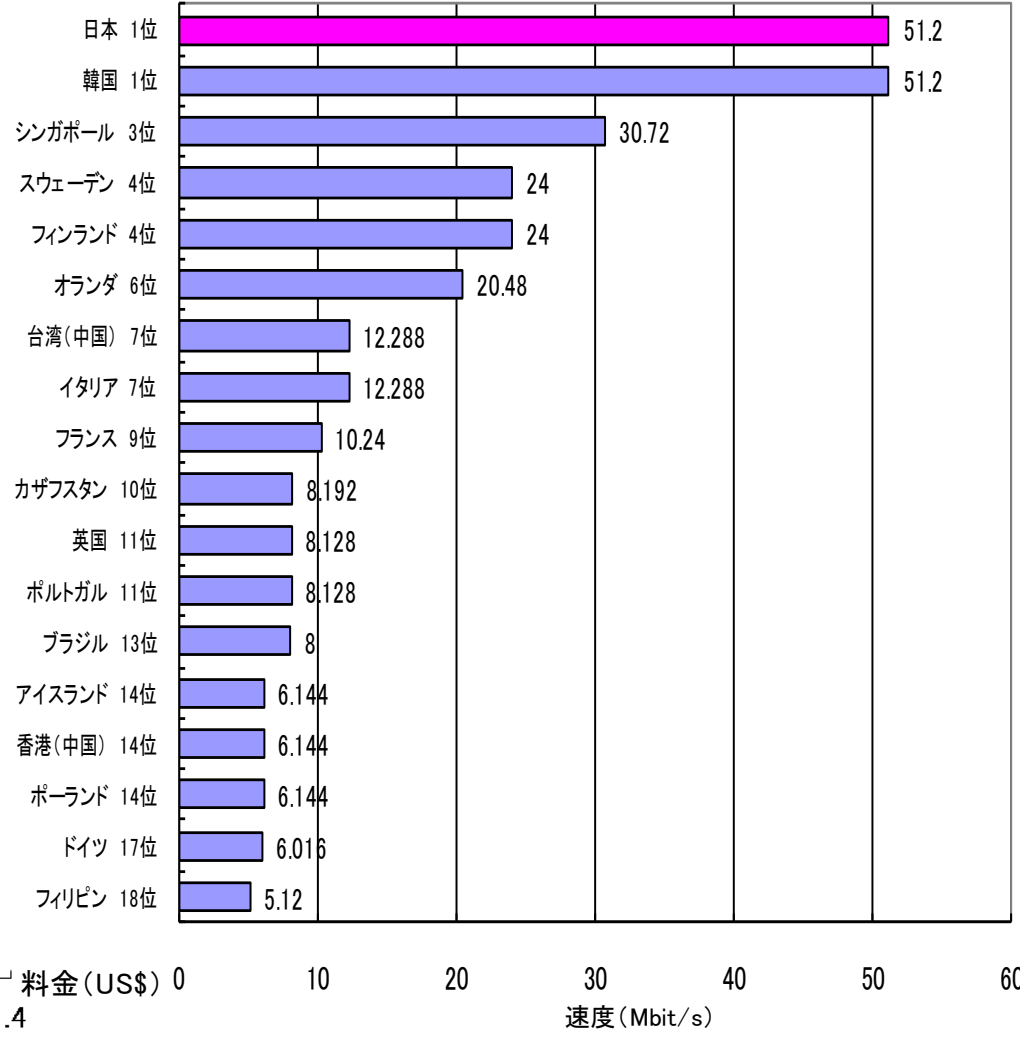
世界最高水準のブロードバンドサービス

100kbps当たりのブロードバンド料金



出典: ITU「World Information Society Report 2007」(2007年6月)

DSLの通信速度(Mbit/s)



出典: ITU Internet Reports 2006 "digital.life" (2006年12月)

ユニバーサルサービス制度の概要

1 ユニバーサルサービス制度の仕組み

- ① ユニバーサルサービスとは
あまねく日本全国で提供されるべきサービス(あまねく電話)
NTT法第3条により、NTT東西にユニバーサルサービスが義務づけられている。具体的には、
☞ NTT東西の **加入電話(基本料)**、**公衆電話**、**緊急通報** が該当
- ② ユニバーサルサービス制度
地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域における競争の進展により、従前のようにNTT東西だけで日本全国の電話網の維持コストを負担するのは困難。



ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している電気通信事業者も応分の負担

(携帯電話事業者、固定電話事業者、IP電話事業者)

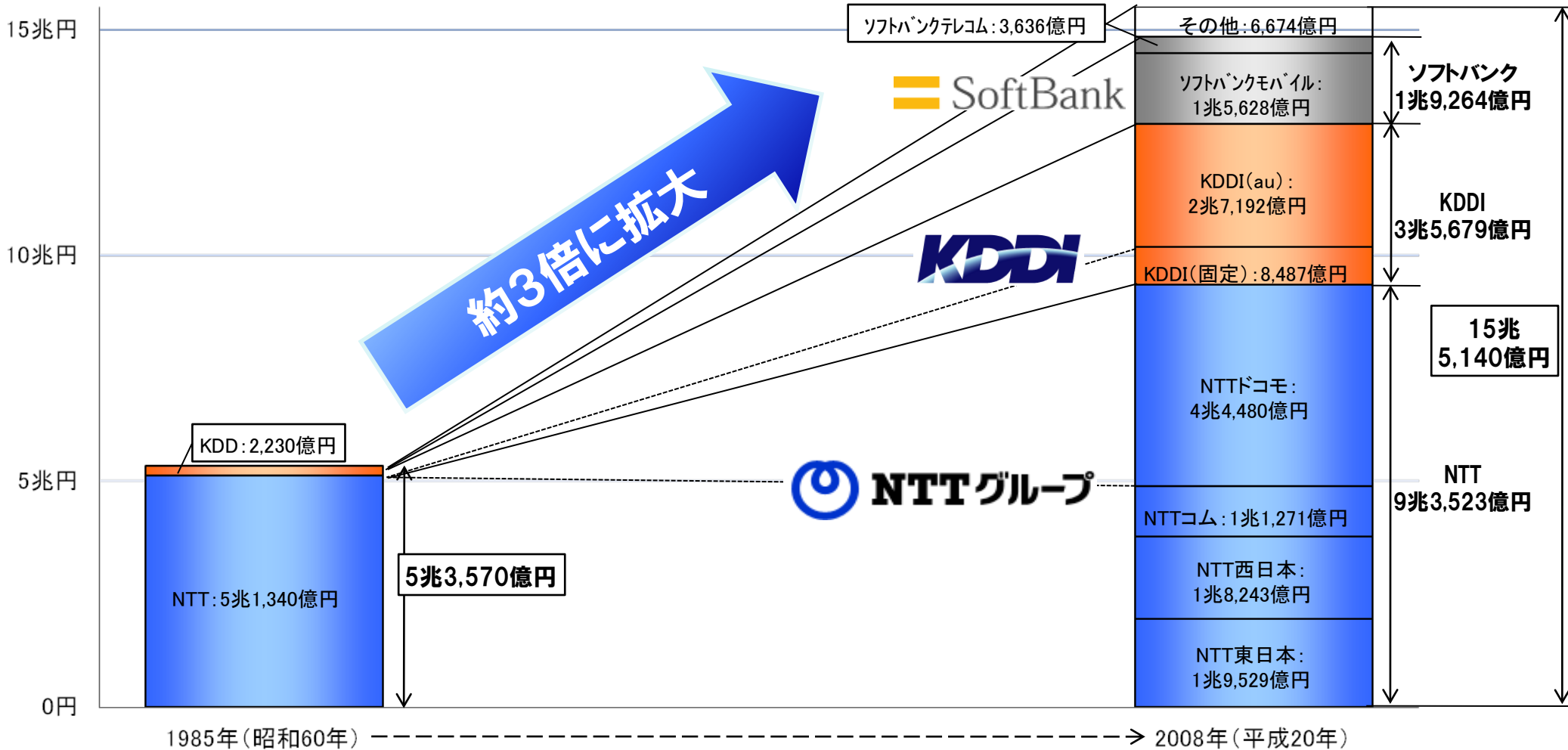
2 ユニバーサルサービス制度の現状

- 06年度から制度が本格的に稼働
- 前年度のユニバーサルサービス収支に基づき、NTT東西の補てん対象額を算定
- 稼働電気通信番号数に応じて負担金を負担
〔 30社中27社(10年2月1日現在)が「ユニバーサルサービス料」として利用者に転嫁 〕

| 認可年度 | 06年度 | 07年度 | 08年度 | 09年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| NTT東西への補てん額 | 153億円 | 136億円 | 181億円 | 188億円 |
| 1番号あたりの月額負担額(番号単価) | 7円/月・番号 | 6円/月・番号 | 8円/月・番号 | 8円/月・番号 |

国内電気通信市場の売上高(2008年度)

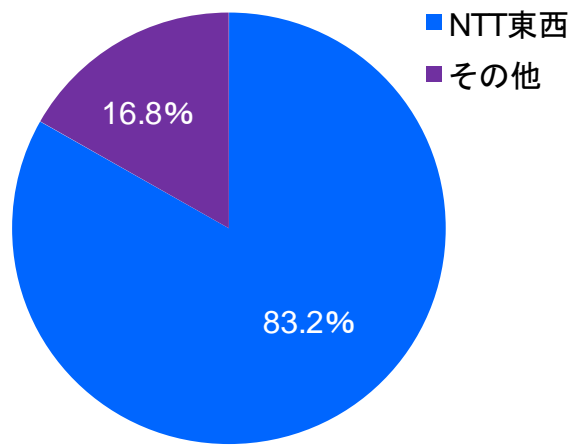
○ 昭和60年から主要な電気通信事業者の売上高は約3倍に拡大した。



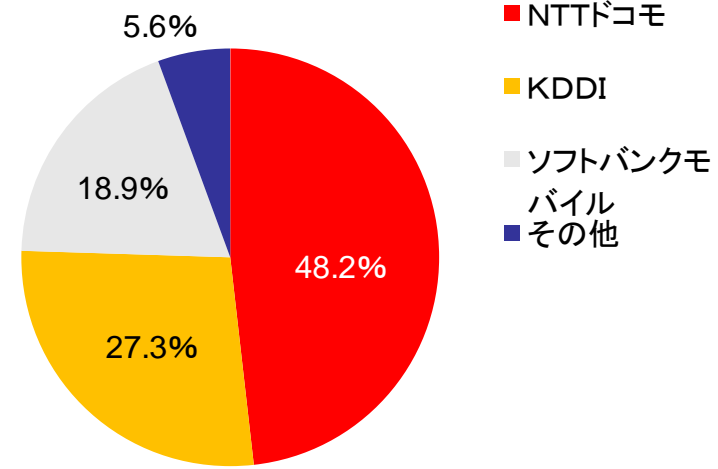
※ 各事業者の決算資料等(KDDIIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)に基づき作成。

サービス別契約数等シェア

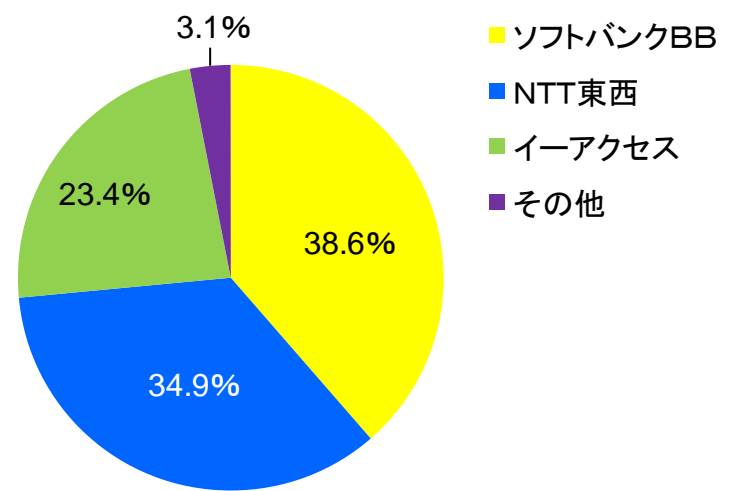
加入電話



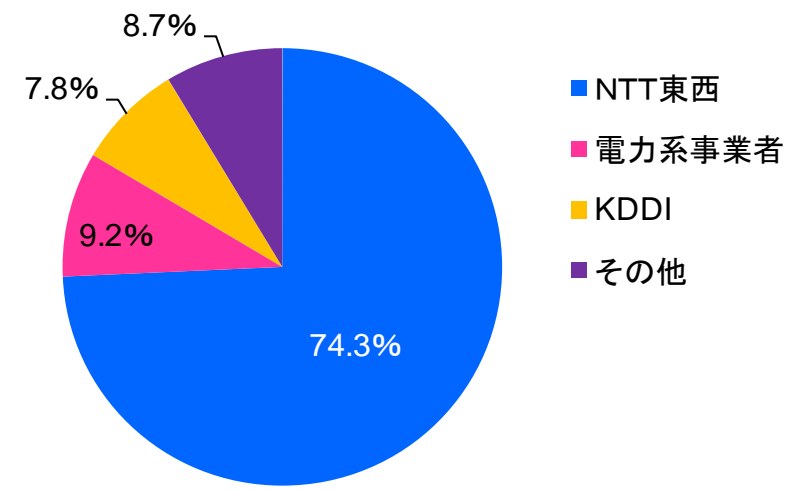
携帯電話・PHS



ADSL



光ファイバ



※ 上記全て、2009年12月末時点

【出典】 総務省公表資料
「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成21年度第3四半期(12月末))」